

平成 28 年 9 月 15 日現在

島田宿大井川川越遺跡整備基本構想

(構成案)

島田市教育委員会

目 次

第1章 整備基本構想の目的と構想策定に至る経緯	
第1節 構想画策定に至る経緯	1
第2節 構想策定の目的	1
第3節 構想の位置付け	2
第4節 委員会の設置とその経過	4
第5節 構想策定の対象範囲	6
第2章 史跡の概要	
第1節 島田市の概要	7
第2節 史跡指定の状況	11
第3節 史跡の価値	20
第3章 整備の基本理念と基本方針	
第1節 整備に向けた課題	21
第2節 基本理念	23
第3節 整備の基本方針	23
第4章 基本構想	
第1節 地区区分と地区別整備計画	24
第2節 遺構整備計画	28
第3節 基盤整備計画	28
第4節 植栽・修景計画	28
第5節 施設計画	28
第6節 利活用計画	29
第7節 広域整備計画	29
第8節 ネットワーク計画	31
第9節 運営及び体制整備	32
第5章 事業に向けた課題の整理	33
第6章 事業計画	34
資料編	

第1章 整備基本構想の目的と構想策定に至る経緯

第1節 構想策定に至る経緯

島田宿大井川川越遺跡は、江戸時代、中山道とともに江戸と京都を結ぶ東海道最大の難所として知られた大井川の川越しを今に伝える遺跡として、昭和41年に国の史跡に指定された。東海道の河川の中でも酒匂川（神奈川）、興津川、安倍川、大井川（静岡）、草津川（滋賀）は幕府の交通政策によって架橋や渡船が認められず、川越人足による徒歩渡しによる渡渉が定められていた。これらの河川の中で川越業務を統括した川会所の建物や川越関連の施設跡が現在も残っている場所は島田宿大井川川越遺跡の他にはなく、江戸時代の街道交通を語るうえで極めて貴重な遺跡と言える。

指定後、昭和45年から川会所や川越人足が溜場^{たまりば}とした番宿などの復元整備を行うとともに、遺跡の保存を目的に指定地の買上げを行い、現在までに指定地の約78%が公有地となっている。また、平成6年以降、遺跡の保存整備や個人住宅の改築に伴う発掘調査も実施し、遺跡の基礎資料の収集にも努めてきた。

こうした史跡の保存整備や調査と平行して周辺も含めた整備計画も作られてきたが、遺跡を確実に保護していくための保存管理計画は未策定であった。さらに近年、遺跡とその周辺地域では少子高齢化が進み、空き家の荒廃が顕著になり始めてきた。

このため、島田市教育委員会では文化庁、静岡県教育委員会の指導のもと、永続的な遺跡の保護・保存を目的に平成27年3月に『島田宿大井川川越遺跡保存管理計画』を策定した。保存管理計画では指定地とその周辺を含めた保護対象地域を設定して遺跡を保護するとともに、指定地についてはその土地の所有や利用目的等に応じて現状変更の許可基準を設け、遺跡の保存を図っている。この保存管理計画を踏まえて遺跡の整備を行うため、今回、整備基本構想を策定することとなった。

第2節 構想策定の目的

島田宿大井川川越遺跡についてはこれまで整備に関する計画を4回策定してきたが、その内容は番宿などの歴史的建築物の復元や景観整備に重点を置いた内容であった。平成8・9年度に実施した「街道まちなみ整備事業」からも20年が経過し、遺跡を取り巻く社会環境も大きく変化した。

少子高齢化が進み、遺跡の指定地やその周辺でも空き家や独居高齢者が増えており、今後も増加することが予想される。これに伴って川越遺跡においても平成21年頃から指定地の所有者から土地の買上げの要望が寄せられるとともに、遺跡内の空き家の荒廃が顕著になり始めてきた。

島田市ではこれまで遺跡内の川越し関連施設の復元整備を行うとともに、買上げ要望のあった指定地について史跡の保護を目的に公有化を行ってきた。しかし、公有化した土地の中には更地となっている場所もあり、景観やその活用に課題を残している。また、番宿等の復元が行われた建物においては連台等の展示や機織体験を実施するなど活用しているものもあるが、その他の建物は内部の公開にとどまっており、その活用に課題を残している。また、市の財政状況も厳しさを増す中では維持費の確保も難しくなっており、今後の遺跡のあり方についての方向を見出す必要に迫られている。

こうした状況のもと、様々な諸問題を解消し、川越遺跡の適正かつ永続的な保存管理を行い、遺跡へのより一層の理解を図るとともに、地域の活性化や文化的観光資源としての活用に資する整備基本構想を策定する。

第3節 構想の位置付け

本構想は『島田市総合計画』の具体化のための計画のひとつに位置付け、過去に作成した上位計画および関連計画との整合のとれたものとする。

【上位計画】

『島田市総合計画（前期基本計画）』 平成21年3月

総合計画では全体計画期間を平成21年から平成29年までとし、このうち平成21年から平成26年までを前期基本計画期間に定めて実施してきた。前期基本計画では平成17年度の旧金谷町、平成20年度の旧川根町との合併を受けて、新島田市の将来都市像を「人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田」とし、第2部の基本構想の「ここにしかない「個性」を大切に」することを基本理念の一つに掲げ、歴史・文化資源の一例に大井川川越遺跡を上げている。第6章「6-6 歴史資源の保存と活用」では施策目標を「長い歴史の中で培われた郷土の歴史的文化遺産や伝統行事を後世に引き継いでいくため、文化遺産や文化財の保護・保存に努めるとともにその活用を図り、歴史・文化が息づく地域社会の実現を目指します。」としている。現状と課題では「（前略）川越遺跡は一部の番宿などが復元されていますが、史跡整備や町並み景観形成など今後の課題となっています。（中略）なお、こうした史跡の整備にあたっては、地区に住む人々と協働し、歴史を活かしたまちづくりに取り組むことが必要です。」と述べている。施策の方向としては川越遺跡の整備に向けて計画的な推進を図るとし、「協働のまちづくりの一環として、遺跡や文化財の保存活動を推進するため住民や活動団体と協力して実施するとともに、歴史を活かしたまちづくりに向けて市民と協働して進めます。」と結んでいる。

『島田市総合計画（後期基本計画）』 平成26年3月

第6章「6-6 歴史資源の保存と活用」では川越遺跡の整備について、「一部の番宿などが復元されていますが、史跡整備や町並み景観形成など今後の課題となっています。（中略）こうした史跡の整備にあたっては、地区に住む人々と協働し歴史を活かしたまちづくりに取り組むことが必要です。」と現状と課題および市の取り組み姿勢を述べている。

【関連計画】

『島田市都市計画マスタープラン』 平成22年3月

都市計画法第18条の2に基づき、島田市が取り組むべき都市づくりの施策の方向性を示すとともに総合的な土地利用の方針を示したもので平成22年から平成41年までを計画期間としている。川越遺跡に関しては「歴史的街並み保全については地域住民の積極的な参加により、景観の保全とともに川越文化など地域固有の文化の継承を図ります。」と述べている。また、土地利用の方針では、「島田宿大井川川越遺跡、島田市博物館・分館等を利活用し、人の集まる拠点を形成します。」とし、ゆとりづくりの方針として「大井川川越遺跡、博物館を中心に歴史的資源や逸話などを掘り起こし、積極的な情報発信を行い、観光客の増加に努め地域の活性化を図ります。」と謳っている。

『島田市景観計画』 平成25年

景観法第8条に基づき、島田市が目標とする景観像を「伝統と創造を 大井川の豊かな水と緑が

育む 笑顔あふれるまち」とし、市民・事業者・行政の協働による良好な景観の形成に関する基本的な方針および基準を明示している。川越遺跡については「歴史を感じる景観（時の景観）」に位置付け、資源の活用として「適切な維持管理により保全するとともに、観光や交流の拠点として積極的に活用し市民の関心と理解を高めるよう努めます。」と述べている。

【川越遺跡に関する計画・報告書】

『国指定史跡島田宿大井川川越遺跡保全整備調査計画報告書』昭和 55 年 3 月

この報告書では、川越遺跡の保全整備に関する調査を実施し、この調査に基づき、地区環境整備としての町並(史跡)保存計画を立案している。また、歴史的環境保存と住環境整備計画との共存が目的であり課題でもあると指摘している。

この計画を遂行させるために、現地調査により明らかになった計画地区の特性と史跡保存としての方針から計画地区を 9 ブロックに分け、そのブロック毎の計画目標を立てて保存計画を策定している。その中で保存計画の中心地は、大堤から九番宿までの指定地である川会所と番宿が建ち並ぶ街道沿いの範囲であり、特性として「景観上、史跡保存上、中心的区域」とし、計画目標を「計画区内でも最も重点的にファザード保存修景を施し、調和ある景観を作り出す。」としている。復元・修景計画においても、この A 区が核として考えられ、他の地区においても、水路、松並木復元等、ランドスケープ上の復元は可能なところから進めていくべきと提言している。

この報告書は、当時としては詳細な現地調査に基づき各家屋、町並みの分析を行い、史跡の保存計画や修景論まで立ち入った画期的な報告であると言える。ただし、史跡の保存管理方法や方針、現状変更への対応など、具体的な内容にまで及んでいない点に課題が残るものであった。

『島田宿大井川川越遺跡周辺整備計画策定調査報告書』平成 7 年 1 月

この報告書は、河原町地区を 5 つの性格の街区に区分し、それぞれの街区毎の将来像を描いて、目標と方針に沿った整備構想を立ち上げ、最後に整備内容を提案している。地区整備の基本的なコンセプトとして「旅文化 賑わいのある 川越ステージの創出」とし、今後の目標として「東海道旅文化の顕著化」「魅力ある観光空間の創出」「住民・市民のための環境の向上」「多様な交流機能の充実」の 4 点を掲げている。整備推進方策として、地区整備構想の内容に基づく関連事業を整理し、各事業で適用すべき手法を検討している。この中で整備事業を推進するためには、河原町町内会のほか河原町活性化委員会、河原町歴史保存会(仮称)など、河原町独自の取り組みを行う統括的な委員会を設置し、行政との緊密な連絡調整や体制作りが求められていると結んでいる。

この報告書では、遺跡の周辺地区の整備、土地区画整備事業を含めた基盤整備や観光空間の創出、修景に関する検討等、評価すべき点は多い。しかし、あくまでも遺跡周辺の整備に重点が置かれ、史跡保存管理計画を含めた遺跡の核となる部分についての整備計画が希薄であった。

○『島田宿「川越屋敷」及び周辺整備計画報告書』平成 7 年度

この報告書は、川越街道（三太郎土橋～せぎ跡）周辺地区がより魅力的な場所となるための整備計画の提案であり、上記した『島田宿大井川川越遺跡周辺整備計画策定調査報告書』で提案された地区整備の方向を踏まえ、より具体的な計画策定を進めている。

ここでは重点整備事業として、民俗資料館の整備案とその発展形の「(仮称)川越屋敷の整備(旧櫻井邸)」を提案し、川越街道町並み整備を再構築している。特に川越街道街並み整備の基本的な

考え方としては「指定文化財については、買取りを基本とし、適切な復元修理を実施する(保存・復元型)。その他の建物(特に文化財として指定されている約 270m の区間)については、移転を進める一方で誘導を促し、街並みの連続性を高める(継承型)。それ以外の街道筋の道路空間、沿道建築物等については、地区の歴史的雰囲気と調和を心掛ける(調和型)。」とあり、このように大きく 3 つの誘導タイプを設定して指定文化財以外のデザインコード案を提案している。

○『川越街道修景基準策定業務委託報告書』平成 12 年度

この報告書は、川越街道の歴史的街並みの沿道景観の保全、誘導を図るための根拠とするために、川越街道保全地区の民間建築物の形態及び外溝の修景に係る修景基準を定めることを目的としたもので、対象地区を河原 2 丁目 19 番地 5 号～河原町 1 丁目 15 番地 12 号の地区と限定することを明示した。すなわち西はせぎ跡から川越街道を中心に東西に続く町並みで、東は三太郎土橋までをその範囲の対象とする。

ここでは修景基準の対象建築物および空地、修景対象建築物の考え方、修景のよりどころ、家並および建物等の特性等の修景基準の検討を行い、さらに対象区全体の特性や建物の特性(屋根・壁面・窓・戸・水路・緑・門・塀)を分析している。それに基づき修景シミュレーションとその検討を行って、3 回の地元懇談会を開催し、地元の意向を踏まえたうえで修景の指針を示したが、強制力はなく、島田市史跡のまちなみ保存整備事業費補助金の選択基準としている。

○『国指定史跡 島田宿大井川川越遺跡保存管理計画』平成 27 年 3 月

遺跡についてその周辺も含め、各種調査を行いその成果をまとめるとともに、史跡の価値や保存管理の基本方針を定め、史跡の構成要素を分類している。その上で遺跡の土地の所有状況等により現状変更の許可基準を定めている。また、今後について地域住民との協力体制を築き、史跡整備を進め、文化的観光施設としても活用を図っていくことを目指している。

第 4 節 委員会の設置とその経過

本構想の策定に当たっては市関係部課長で組織する『島田宿大井川川越遺跡整備基本構想策定委員会』を設置し、整備構想策定のための基本方針等を検討した。また、学識経験者や地元代表者、市関係幹部職員で構成する『島田市島田宿大井川川越遺跡整備委員会』を設置し、整備構想策定への指導をいただいた。

『島田宿大井川川越遺跡整備基本構想策定委員会』

○策定委員

牛尾 伸吾	(市長戦略部長)	平成 27 年度
鈴木 将未	(市長戦略部長)	平成 28 年度
北川 雅之	(産業観光部長)	平成 27・28 年度
安原 正明	(都市基盤部長)	平成 27 年度
大村 彰	(都市基盤部長)	平成 28 年度
伊藤 康久	(行政経営部長)	平成 27・28 年度
畑 活年	(教育部長)	平成 27・28 年度

○幹事

三浦 隆広	(秘書政策課長)	平成 27 年度
田中 義臣	(戦略推進課長)	平成 28 年度
北川 善巳	(商工課長)	平成 27 年度
大須賀 正行	(商工課長)	平成 28 年度
三浦 洋一	(観光課長)	平成 27・28 年度
谷河 範夫	(都市計画課長)	平成 27・28 年度
鈴木 明宏	(財政課長)	平成 27・28 年度
孕石 晃	(文化課長)	平成 27・28 年度



『島田市島田宿大井川川越遺跡整備委員会』

○整備委員

渡辺 和敏	愛知大学教授	(委員長)
高瀬 要一	独立行政法人奈良国立文化財研究所名誉研究員	(副委員長)
建部 恭宣	前静岡県文化財保護審議会会長	
海道 清信	名城大学教授	
荒井完治郎	島田市文化財保護審議会会長	
松井 三宜	河原町代表	
畑 活年	教育部長	

○臨時委員

北川 雅之	市産業観光部長	平成 27・28 年度
安原 正明	市都市基盤部長	平成 27 年度
大村 彰	市都市基盤部長	平成 28 年度

○アドバイザー

佐藤 正知	文化庁記念物課主任文化財調査官	
日吉 淳	静岡県教育委員会文化財保護課文化財管理班指導主事	平成 27 年度
山田 啓子	静岡県教育委員会文化財保護課文化財管理班主査	平成 28 年度

○事務局

孕石 晃	島田市教育委員会文化課長
家田 佐知子	島田市教育委員会文化課文化財係長
篠ヶ谷路人	島田市教育委員会文化課文化財係主任学芸員
望月 伸嘉	島田市教育委員会文化課文化財係主査
川島 綾子	島田市教育委員会文化課文化財係嘱託員

第5節 構想策定の範囲

本構想は島田市河原1丁目・2丁目の街道を中心とした川越遺跡及びその周辺地域を対象範囲とする。なお、遺跡周辺のインフラ整備等については、史跡整備の進捗状況や社会状況の推移を見たいうで検討する。



第2章 史跡の概要

第1節 島田市の概要

1 自然的環境

島田市は静岡県のほぼ中央に位置し、南アルプスを源流とする大井川が激しく蛇行しながら市内を北から南へ流れている。市の北部には山林が広がり、川沿いの斜面ではお茶の栽培が盛んにおこなわれている。南部の大井川右岸は大井川の氾濫原として金谷・初倉地区の平地が広がり、さらに太古の地殻変動によって大井川の河床が隆起してできた牧ノ原台地が南に向かって広がっている。大井川の左岸には扇状地が形成され、藤枝・焼津方面に向かって志太平野が広がっている。

一年を通して温暖な気候に恵まれ、平均気温は15℃程度で、最も気温の下がる1月から2月の平均気温も5℃ほどと温かく、降雪は珍しい。雨季は6、7月の梅雨と9、10月の台風シーズンで、冬季は雨が少なく乾燥し、大井川右岸の牧の原台地ではこの地方特有の「遠州の空っ風」と呼ばれる冷たく乾燥した強風が吹く。

島田宿大井川川越遺跡は大井川の右岸、旧東海道と大井川の接点に位置し、河原一丁目、二丁目にまたがる街道約260mとその両側の川越し関連の宅地や堤防跡が指定されている。遺跡周辺は大井川の氾濫原で、標高65m前後の平坦な土地である。浅井治平氏や大塚淑夫氏の研究によれば、大井川の流路は天正の瀬替え以前は、牛尾山（駿河山）が相賀の山と尾根続きであったため、横岡から西に向かって流れた大井川は、志戸呂で牧之原台地に当たって流路を東に変え、向谷から伊太→旗指→野田→岸へと山伝いを通る流路と、志戸呂から二軒家へ牧之原台地の浸食崖沿いを通して河原→横井→高島方面を下る流路があったと考えられている。いずれも遺跡を含めた現在の島田の市街地の大部分は、かつて大井川の河道になったため、大井川の上流から運ばれてきた大量の丸い川原石や砂・砂利が混ざった砂礫層が厚く堆積している。

大井川の氾濫を防ぐため、遺跡周辺では高土手（現在消滅）・島田大堤（桜堤防）・善太夫嶋堤（一部復元）堤防が南北に築かれ、最も西側に県道河原・大井川港線が走る第一堤防が造られている。この堤防の西側は川越広場と呼ばれる河川敷公園とマラソンコースが整備され、さらにその先に大井川の川原が広がり、平時は幾筋かに分かれて河水が流れているが、大雨になると満々と水をたたえた濁流の大河となる。

遺跡とその周辺の植生について、『東海道分間延絵図』（1806）や『駿河記』（1818）の挿絵など江戸時代の川越場を描いた絵画には、島田大堤や街道の南北両側に松並木が植えられ、集落の周辺は田圃の広がる様子が描かれている。また、元禄2年（1689）に書かれた『一目玉鉾』（井原西鶴著）や『島田宿明細帳』（享和3年・1803）などには茱萸が茂っていたことが記されている。

現在、昔の松並木は姿を消し、島田大堤と街道の接する場所に松が2本残るのみで、街道整備事業で新たに街道沿いに植樹した松が川会所前にある。島田大堤にあった松は戦後自治会によって植樹された桜並木に代わり、3月下旬には自治会主催の桜まつりが催され、お花見の名所として市民に親しまれている。また、茱萸の木も全く姿を消し、街道の南北両側に広がっていた田圃も工場の進出や宅地化により、札場や三番宿裏にわずかに残る。なお、宅地の増加に伴って遺跡の周辺では様々な庭木が植えられ、60種類を超える樹木が確認されている。



2 歴史的環境

現在、市内で確認されている遺跡の中で最も古いものは、伊太にある「大鳥遺跡」である。この

遺跡からは、旧石器時代のナイフ形石器や尖頭器^{せんとうき}などが発見され、石器の形態からみて一万八千年前のものと考えられている。東日本では、石器を製作するときに縦長の剥片^{はくへん}を素材として使用し、西日本では横長の剥片を使う。この遺跡からは横長の剥片が1点出土しており、すでにこの時代から東西の文化の交流があったことが伺える。

大井川右岸の「東鎌塚原遺跡」では、全国で初めて平面の形が六角形の縄文時代中期の住居跡を検出している。この時代は、一般的に円形の住居跡がみられるが、五角形など多角形住居は信州地方の遺跡で多く検出されている。「東鎌塚原遺跡」では、瀬戸内地方や渥美半島にみられる薄手の土器と長野・山梨県の厚手の土器が混在して出土している。大井川と駿河湾が交差するこの地域は、大昔より東西・南北の文化が交流する地域であったことが推測される。

大陸から米作りが日本に伝わった弥生時代の遺跡は、市内では旗指遺跡と東山遺跡が弥生時代中期の住居址が見つかっているほか大津地区の「田ノ谷遺跡」では鉄のヤジリが、「落合西遺跡」で銅製の腕輪が発見され弥生時代後期の集落跡が確認されている。また金谷の横岡城遺跡でも弥生時代後期の壺が発見されたほか川根町家山の天王山遺跡では後期の住居址が見つかっている。

3世紀後半から7世紀にかけて島田市内でも多くの古墳が造られ、川根町家山の天王山2号墳は弥生時代の方形周溝墓の形態を持つ前期古墳が造られた。その後前期から中期にかけて造られた城山古墳や鳥羽見古墳が確認されている。古墳時代後期になると市内の丘陵地帯に古墳が多数築かれ、その周囲に集落が形成された。特に初倉の谷口原や野田周辺の丘陵には数多くの古墳や集落跡が数多く見つかっている。

奈良～平安時代、7世紀後半から8世紀にかけて全国の街道が整備された。東海道は七道のうちの中路として京都羅生門より常陸国府まで整備された。当時の駅名を記した『延喜式』によれば、島田には遠江国初倉駅があったとされている。大井川右岸の牧ノ原台地東端には、『延喜式内社』に記された敬満神社が鎮座し、この神社西側の「宮上遺跡」からは、奈良時代の住居跡から「驛(駅)」と墨書された土器が出土した。隣接する「青木原遺跡」でも円面硯^{えんめんけん}が発見されていることから、この付近に初倉駅があったと推定されている。『倭名類聚鈔』によれば、対岸北部の大津地区において志太郡大津郷の名が記載されている。11世紀中頃には伊勢神宮の荘園となり「大津御厨^{みくりや}」と呼ばれていた。この頃には、伊太地区で灰釉陶器の生産が行われ、静岡県内中・東部から神奈川県西部など関東地方に向けて広範囲に流通していたことから、陶器の生産が御厨の貴重な財源であったことが想像される。

鎌倉時代の歴史書『吾妻鏡』には建久元年(1190)12月に源頼朝が奥州征伐の帰途に宿泊した場所として「島田」の名が記されている。この「島田」は現在の野田の南にある「元島田」に想定されており、頼朝の宿泊地となったことを考えると、この時期にある程度の規模の集落があったとみてよい。また、貞応2年(1223)に書かれた『海道記』には京都からの旅人が播津蔵の宿を過ぎ、大井川の浅瀬を渡り前島(藤枝)を過ぎ藤枝の市に至ったことが記されている。

至徳2年(1385)11月15日の「足利義満御判御教書写」『今川家古文書写』には「駿河国大津庄」と記載されていることから、南北朝の内乱に御厨が解体し大津庄という地名になったことがうかがえる。観応3年(1352)8月、反足利尊氏派の佐竹兵庫入道と駿河国守護今川範国の息子範氏とが大津城で激しい争いがおこり、この戦いに勝利した今川氏は大津に慶寿寺を建立してこの地を拠点とし、駿河に進出する足がかりとした。

室町時代の大井川の渡渉について、永享4年(1432)に將軍足利義教の富士遊覧の様子を記した『富士紀行』や『覧富士記』では島田から播津蔵(はつくら)の宿を通過したことが記されている。

やがて三河・遠江・駿河の三国を治める東海随一の守護大名となった今川氏だが、永禄3年(1560)、桶狭間の戦いで今川義元が討たれると今川氏は衰退し、武田信玄と徳川家康が駿河に攻め込み、島田は武田氏の支配下となった。天正3年(1575)5月、長篠の戦いで武田勝頼が織田・徳川連合軍に敗れると8月には金谷の諏訪原城も落城し、この地域の支配権力は武田から徳川に移っていった。

戦国期には、島田出身で今川氏に仕えた連歌師宗長も駿府と都を往復する旅の途中で金谷に一泊したことを手記に記している。そして永禄10年(1567)に富士見物のため下向した里村紹巴は金谷宿から島田へ渡る際に「大井川をわたす人」がいたと記し、後に川越人足となる渡渉を生業とする人々がすでにこの時期には存在していたことをうかがわせる。また、天正10年(1582)武田氏討伐の帰途に東海道を西進する織田信長の軍勢は島田(元島田)を通過して大井川を渡り金谷に至ったことを『信長公記』は記している。

天正18年(1590)に豊臣秀吉が小田原征伐によって天下統一を果たすと、徳川家康は関東に国替えとなり、大井川の右岸の金谷は山内一豊が支配し、左岸の島田は中村一氏が支配した。このころ行われた天正の瀬替えによって大井川の流路が変わり、島田・金谷の両岸に新たな平野が形成された。これにより島田の宿場も現在の本通付近に移ったと考えられる。

江戸時代、島田宿は田中藩領だった寛永と享保・元文期を除いて陣屋が置かれ幕末まで幕府領であった。慶長6年(1601)、徳川家康による宿駅制度が設けられると、島田宿においても本陣や旅籠、問屋場が整備された。慶長9年の大井川の大洪水で宿場が流され再び元島田に宿場が移るが、元和元年(1616)には現在の本通に戻り宿場が再建されていった。

参勤交代の諸大名や御蔭参りの旅人など街道を行き交う旅行者が増大するのに伴い、元禄9年(1696)に島田代官が新たに川庄屋を任命し、川越業務に当たらせた。これ以後川越制度は整備されていったと考えられる。川越しによってもたらされる富は島田・金谷両宿の経済を支え、天保14年(1843)の島田宿の人口は6,727人にのぼり、東海道の宿場のなかでも7番目の規模となった。そして島田宿では女性の日本髪で有名な「島田髷」や豪華な衣装の大名行列が練り歩く「島田帯まつり」など豊かな文化もうまれた。

しかし明治維新によって江戸幕府が倒れると明治4年(1871)には川越しに代って渡船が行われるようになり、大井川の川越しは終了した。

明治期に入り島田市周辺では輸出品として需要の多い茶の栽培が盛んに行われ、特に牧之原の茶園では近代的な茶業による大量生産が行われ茶産地静岡を支える地域となった。また、良質な大井川材の集積地となった島田では木工・製紙業が盛んになり「木都島田」と呼ばれるほどの発展を遂げた。

3 社会的環境

島田市は平成17年に大井川の対岸の金谷町と平成20年には北部の川根町と合併して人口10万人となった。市役所庁舎は旧島田市役所に置き(代表地番は中央町1番の1)、金谷本町、五和、川根町家山にはそれぞれ支所が置き、住民票の交付などの業務を行っている。

交通のアクセスは、東西にJR東海道線が走り、市内では東から六合、島田、金谷の各駅があり通勤通学の足として利用されている。金谷駅より北部の川根本町に向って全国的にもSLで有名な大井川鐵道が観光客で賑わっているほか映画のロケ地としてもよく使われている。市内南部には東名高速道路吉田IC、北部には新東名島田・金谷ICが設置され、JR・高速道路・国道1号などの主要幹線道路と鉄道が東西方向を結んでいるという立地条件の良好な場所である。さらに市の南部

の牧の原台地には富士山静岡空港があり北海道、福岡、鹿児島などの国内線のほか、韓国、台湾、中国など近隣アジアの国際線が就航し、外国人観光客が多く利用している。また、空港の真下を東海道新幹線が通っていることから、空港に直結する新幹線新駅の設置が強く要望されている。このほか国道 473 号は自動車や木材の貨物港である御前崎港と空港を結び、さらに大井川に沿って右岸を走り奥大井とを繋ぐ生活・物流・観光にとって欠かせない南北道路として利用されている。

市の産業としては、農産物ではお茶の生産量が最も多く、北部川根地区の良質な製品とともに、明治以来大井川右岸の牧ノ原台地での大規模な機械化により大量生産が行われ、南九州市や牧之原市に次いで国内 3 番目の茶園面積を誇る茶産地である。平地では稲作のほかにレタスやバラなども生産されている。また、工業生産の分野においては交通アクセスの良さや大井川の豊かな伏流水を利用した食品や医薬、精密機械メーカーなどの工場が大井川沿いの平地を中心に進出している。このほか観光業の分野では SL で有名な大井川鐵道や蓬萊橋や川越遺跡、金谷の石畳などの旧東海道や諏訪原城跡などの旧跡、さらには川根温泉や奥大井の自然など豊富な観光資源を有している。しかしこれまでは日帰り観光が多かったが、今後は海外からのインバウンドも視野に入れ、体験・交流型の要素を取り入れた滞在性・回遊性をもつ旅行形態への転換が望まれている。

第 2 節 史跡指定の状況

1 指定に至る経緯と指定範囲

天正の瀬替えによって大井川の流路が変わり、それまで野田の山裾にあった島田宿は南の大井川の畔に近い現在の本通付近に移ったと考えられている。慶長 6 年(1601)、徳川家康により宿駅制度が設けられ、街道の整備とともに島田宿でも本陣や旅籠、問屋場が整えられた。しかし 3 年後の慶長 9 年、大井川の大洪水により島田の宿場は壊滅状態となり、再び元島田に宿場を移設した。その後、駿河藩主となった徳川頼宣のもと宿場の復興が行われ、元和元年(1616)には宿場の機能が現在の本通に戻った。川越遺跡の北側に「紀州街道」と呼ばれる道の一部が存在するが、この後紀州徳川家初代藩主となる徳川頼宣が整備した道と地元で語り継がれており、現在の東海道に近い場所に街道が整備されたと考えられる。

寛永 3 年(1626)、三代将軍徳川家光の上洛に際して駿河藩主であった弟徳川忠長は大井川に浮(舟)橋を架けて通行の便を図った。しかし大井川は箱根と並び江戸を守る要衝で架橋は家康の遺訓に逆らうものとして家光が忠長を叱責する事件が起こった。この後、忠長は二代将軍秀忠の息子でありながら、その他の所業が咎められて改易となり最後は幕命により自害に至った。この一件は江戸の防御の理由から大井川での架橋・渡船を認めず、徒歩渡しに限る大きな要因となった。

やがて寛永 12 年(1635)には『武家諸法度』の改定により大名の参勤交代が制度化され、17 世紀半ば以降には庶民の間で伊勢神宮に詣でる御蔭参りがブームになるなど、街道を行き交う旅行者が増大していった。それにともなって大井川では旅人と川越人足のトラブルも増え、寛文 4 年(1664)には島田代官長谷川藤兵衛が三軒屋(現在の河原町)の権右衛門と清右衛門の 2 人を川目代に任命し、その取り締まりに当たさせた。その後の代官となった野田三郎左衛門は元禄 9 年(1696)に橋爪助左衛門と塚本孫兵衛に川越業務を統括する川庄屋に任命した。それまで川越しの業務は島田宿の間屋業務に属していたが、業務が増大したため独立した体制で管理するようになった。これ以後旅人に川札を販売し川越しに関する事務を取り扱った川会所や川札を換金する札場、川越人足

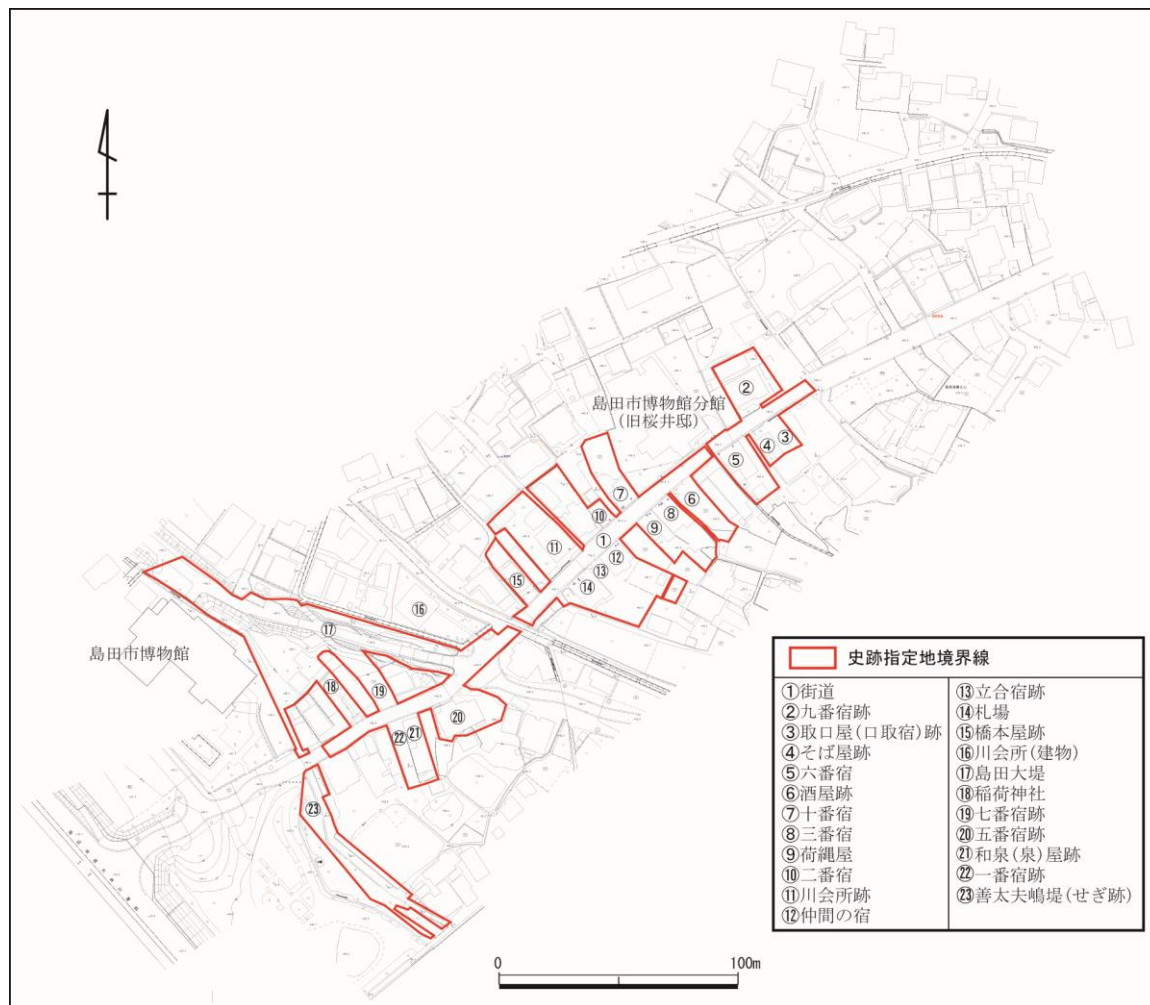
の溜り場となった番宿などの諸施設が川越場の集落に設けられていった。

江戸時代を通じて将軍から一般庶民に至るまで川越人足が担ぐ連台や肩車で大井川を渡らせた川越制度も、明治3年(1870)に新政府が架橋もしくは渡船にするよう命令を下し、終わりを迎えることとなった。翌年から渡船が始まり。川会所は川越制度廃止当初は現地で「聖川舎」(寺子屋)として使用されていたが、その後柳町に移築され学校として使われ、さらに旧六合村へ売却され小学校校舎として使用された。しかし昭和7年に旧町(島田町)内有志が中心となって川会所の買い戻し運動が起こり、市内稲荷町の大井川公園に移築し「済河館」と呼ばれる記念館として整備され連台などの資料を展示した。

戦後、済河館は引き揚げ者の臨時収容所となり数世帯が住んでいたが、昭和33年(1958)頃から歴史的に貴重な建造物である川会所のこうした状態を憂いた一般市民から再び保護運動がおこった。文化庁や静岡県教育委員会との協議では、川会所の建物とともに、江戸時代の地割りや往時の景観が残る川越し場の保護の重要性が指摘され、川会所の建物が建っている稲荷町の土地も含めて、史跡として指定することとなり、昭和41年8月1日、「島田宿大井川川越遺跡」として、街道を含む20箇所の土地が国の史跡指定を受けるに至った。

その後、指定から40年以上が経過した平成21年ごろより、指定地の一部の所有者から市に対して史跡の買上げが要望されるようになった。市では改めて指定地の所有状況や史跡の過去の土地利用の状況等について調査を行なった結果、指定地の地番の齟齬や史跡整備によって指定解除すべき土地が判明するとともに、川越場を形成していた島田大堤や稲荷神社なども新たに指定することとなり、平成26年(2014)3月18日に史跡の一部指定解除及び追加指定を行った。

指定対象範囲地図



2 指定地および周辺地域の状況

(1) 河原町の概要

川越遺跡のある河原町は島田市の中心市街地から西へ約2kmの場所にある。西は大井川に面し、南側には東海特種製紙の工場が広がり、北側は市道本通り稲荷線を挟んで稲荷町に接し、町が三角の形をしている。街道の南側は都市計画上の準工業地域で北側は第1種住宅地域となっている。

人口は1,299人で478世帯（平成28年7月31日現在）が暮らしている。少子高齢化の影響から二丁目の人口が減少しているが、一丁目の博物館北側の宅地化が進み、町内全体としてはほぼ横ばい傾向にある。隣接する稲荷町に小・中・高校があることやJR島田駅から徒歩約25分の距離で比較的住環境に恵まれ、田畑が混在する静かな住宅地である。かつて周辺に田畑を持った農家が多かったが、宅地化が進み現在はサラリーマン家庭の住民がほとんどで、田畑で栽培する米や野菜のほとんどは自家の消費用として作っている。

(2) 指定地の状況

現在、指定箇所は、大井川の川原との境であった「善太夫嶋堤（せぎ）跡」から『東海道分間延

絵図』に「三太郎西土橋」と記された水路までの街道約 260mとその南北両側に接している川越し関連の施設のあった土地や「島田大堤」や「松並木敷き」、「稲荷神社」など当時の川越し場の環境を物語る関連遺構など合計 24 箇所(10,416.81 m²)となっている。当初の指定が関連施設のあった土地のみの指定であったため、指定地と指定地の間に未指定地があり、一般住宅があるため住民と史跡との良好な関係を保つ必要がある。

(3) 土地所有の状況

指定地の土地所有については、街道や堤防の公有地に加え、昭和 53 年以降に史跡の保護を目的に公有地化した土地を含めて 14 箇所が市有地となっている。

所有	呼称	面積 (m ²)	割合 (%)
島田市	街道・島田大堤・善太夫嶋堤（せぎ跡）・川会所跡・三番宿・十番宿・仲間の宿・立合宿跡・札場・七番宿跡・二番宿西・松並木敷き	8203.98	78.8
民間	九番宿跡・取口屋（口取宿）・そば屋跡・六番宿・荷縄屋・二番宿・五番宿跡・和泉（泉）屋跡・一番宿跡・稲荷神社	2212.83	21.2
合計		10416.81	100.0



(4) 現状変更の取扱い区分



保護対象地域および現状変更取扱い種別

	分類等	対象	現状変更の許可等
保護対象地域（街道に面した土地）	第1種（指定地）	川会所跡、三番宿、二番宿西、七番宿跡、十番宿、札場、立合宿跡、仲間の宿、旧酒屋跡	史跡整備を除き、現状変更は原則認めない。
	第2種（指定地）	街道、島田大堤、二番宿、六番宿、善太夫嶋堤（せぎ跡）（南）	史跡整備および生活に直結するもの等以外の現状変更は原則認めない。
	第3種（指定地）	稲荷神社、五番宿、和泉屋、一番宿跡、九番宿、荷縄屋、取小屋（口取宿）、そば屋、橋本屋、善太夫嶋堤（せぎ跡）（北）	遺構、環境を損なわない範囲での現状変更は認める。（浄化槽などの生活に必要な最小限の現状変更は認める。
	第4種（未指定地）	保護対象地域内の未指定地	追加指定を目指す。当面は周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を行う。工事に当たっては埋蔵文化財の調査が必要。
史跡の周辺における諸要素		島田市博物館、駐車場、川越茶屋、河原町公会堂、あづまや、朝顔の松公園ほか	地元自治会、関係機関と協議し、保全に努める

（５）居住の状況

居住の状況について、現在、保護対象地域内には一般住宅が 25 棟あり 19 世帯が暮らしている。うち指定地内にある一般住宅は 9 棟あり、6 世帯が暮らしている。全体的に高齢者や独居者世帯の割合が高く、今後史跡の保存管理の面で対策が求められる。

（６）景観の状況

現在、街道からの景観については通りに面して一般住宅や復元家屋が立ち並ぶいっぽう、史跡の公有地化にともなって更地となった市有地が混在している。更地となった場所の後背地の現代住宅が見えてしまい景観上の対応が求められている。

- ①街道 指定地内の街道は砂利を混ぜたアスファルト舗装がされている。道の南北に設けられた側溝は農業用水路として使用している。家庭からの排水は街道地下に埋設した下水管を使って排出している。街道沿いにあった電柱は建物の裏に移設され、景観への配慮が行われている。指定地内及び街道の東にあった並木敷きは無くなり、札場西に榎の植えられた部分に残るのみで、川会所の前に復元的に松が植えられているほか、博物館と朝顔の松公園に挟まれた道路沿いに復元とは別に松が植えられている。街道の西は県道河原大井川港線が走る大井川の堤防があり、景観は遮られている。
- ②橋 江戸時代、街道にあった内川土橋、久兵衛前土橋、三太郎西土橋はコンクリート製のボックスを埋め、その上はアスファルト舗装に代わっており、水路として分るものの土橋の景観は残っていない。
- ③堤 島田大堤 街道の南側は削り取られ道路になっており、先は東海特種製紙島田工場になっていて、コンクリート壁で景観が遮られている。松並木については太平洋戦争中に伐られ、戦後に植えられた桜並木となっている。
善太夫嶋堤 街道北側は宅地になっており、南側はほとんどが削られ朝顔の松公園の一部となった。昭和 51 年にせぎ跡と石積みの堤の一部を復元整備した。
- ④建物 保護対象地域内の家屋は街道北側に 15 棟、南側に 17 棟あり、このうち復元家屋は北側に 3 棟、南側に 4 棟ある。また家並みの基本となる平入り屋根で平屋建ての建物は 18 棟で、島田大堤の西側に比べ東側の方が、その割合が高くなっている（西側 27%、東側 68%）。このほか現代の生活スタイルを反映して、12 棟が街道と家屋の間に駐車スペースを設けている。
- ⑤後背地 街道沿いの建物の裏にあった屋敷杜の樹木は稲荷神社の杜として残る以外はほとんど無くなり、住宅となっている。また近世の新田開発によって開かれた水田も宅地化が進み、街道から眺望できる田畑は三番宿の東隣と札場の西隣の水田になっており、特に街道の南側は製紙工場となっている。
- ⑥その他 富士山の眺望については、2 階建て住宅の影に隠れ街道からは見ることができないが、島田大堤の上からわずかに眺望することができる。



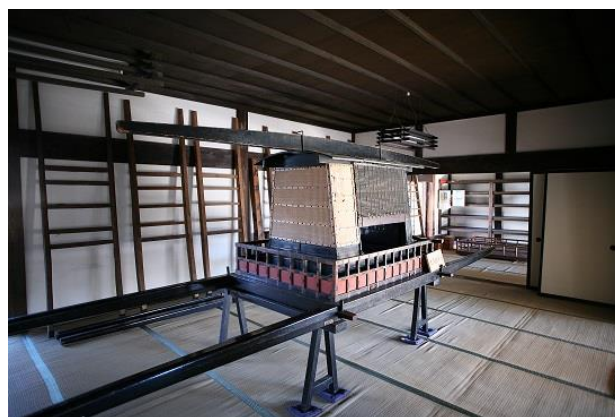
(7) 整備公開と利活用の状況

史跡指定地のなかで現在、家屋の復元整備を行ったのは川会所など7棟である。このうち一般住宅として使用されている個人所有の2棟を除く5棟については内部の公開を無料で行っている。このほか善太夫嶋堤（せぎ跡）の一部を復元整備している。なお、遺跡の活用状況については下表のとおりである。

(平常時の活用状況)

	施設名	利活用の状況
1	川会所	連台・川役人の人形展示、川越し業務の説明
2	札場	帳場の公開、機織体験学習（15日/月）
3	仲間の宿	権蔵わらじの紹介
4	三番宿	川越人足の人形展示
5	十番宿	川越人足の人形展示、民俗・近代資料展示

1. 川会所



2. 札幌



3. 仲間の宿



4. 三番宿



5. 十番宿



(イベント時の活用状況)

	イベント	利活用の状況
2月下旬 ～4月中旬	雛人形展示	札場・仲間の宿・三番宿・十番宿に市民が寄贈した雛人形を展示。(川越し街道を愛する会)
3月下旬	桜まつり	島田大堤でのお花見(河原町自治会)
4月中旬 ～5月下旬	五月人形展示	札場・仲間の宿・三番宿・十番宿に市民が寄贈した五月人形を展示。(川越し街道を愛する会)
5月5日	こどもの日イベント	川会所前庭での落書き遊び(博物館・愛する会)
6月下旬 ～7月中旬	七夕飾り	復元家屋の軒先に七夕飾りを設置し、観光客が願い事を書いて吊るす。(川越し街道を愛する会)
8月21日	花灯籠(県民の日イベント)	夜間、街道を通行止めにして灯籠を設置。住民による民謡踊りや各種アトラクションの実施。(市民団体との協働)
10月30日	しまだ大井川マラソン in リバティ	街道をフルマラソンのコースとして活用。(スポーツ課)

雛人形展示



花灯籠(キャンドルナイト in 川越し)



しまだ大井川マラソン in リバティ



第3節 史跡の価値

1. 江戸期において東海道の中でも、最大の難所として全国にもその名が知られた大井川の交通遺跡である。

大井川は豊富な水量と激しい水勢から旅人の往来を妨げた。こうした厳しい交通条件に加えて幕府は地域経済に配慮し、徒歩渡し賃を水深によって定めたため、旅人にとっても経済的に東海道最大の難所として広く知られた。

2. 経済的・文化的に独自の発展を遂げた島田・金谷両宿を支えた大井川の川越制度を物語る遺跡である。

川留めや徒歩渡しは島田・金谷の両宿に多大な恩恵と富をもたらした。また、川留めにより松尾芭蕉をはじめ多くの文人墨客が逗留し東西の文化交流が行われるとともに、島田髷や帯祭りなど東海道の他の宿場に類を見ない独特の文化を育んだ遺跡である。

3. 川越制度を伝える関連施設が資料等に記録され、現在も地割りと施設の一部が保存されている貴重な遺跡である。

川越しの様子を伝える文献・絵画資料や川越し場の構造を示す地割りや川会所の建物が現在も残る。江戸時代、安倍川など徒歩渡しが行われた他の河川の川越し場を知るうえでも希少な遺跡である。

4. 歴史的町並み景観・修景に配慮した遺跡である。

川越遺跡一帯は高度成長期における都市開発の影響を受けずに番宿の復元家屋や旧桜井邸といった歴史的な建築物が残る地域である。また、地域住民の理解と協力のもと、調和のとれた町並みが保たれている。島田市内においてはこうした伝統的な建築物が数多く残る地区は他に無く、歴史的な町並み景観に有する遺跡である。

5. 川越しにかかる文化遺産を市民が守り継ぐ遺跡である。

川越し場の中心施設として使われた川会所は制度廃止後、市内各地に移築を繰り返しながら学校などの施設として使用された。その後、川越しを物語る貴重な建物として、関連資料と併せて保存がされてきた。また輦台越し保存会や朝顔の松などの関連の文化遺産が周辺に現存し、本市のアイデンティティーともいえる「大井川の川越し」を後世にわたり継承すべき貴重な遺跡である。

第3章 整備の基本理念と基本方針

第1節 整備に向けた課題

1 整備に関する市民の意識

「保存管理計画」の策定の際、河原町住民を対象とした説明会や保護対象地域の所有者への個別訪問を行う中で、下記の意見や要望、不満が寄せられた。

【地域住民の要望や不満】

- ①生活道路の確保（背面道路の設置）
- ②少子高齢化と空き家対策（治安・防犯・防災、活気がない）
- ③観光客のマナー遵守とプライバシーの確保
- ④家並み・景観の統一 ※島田堤防を挟んで東西に意識の違いがある。
- ⑤お出かけバスの路線
- ⑥側溝落下防止の対策
- ⑦商店の出店
- ⑧空き地の有効活用（史跡購入の更地）
- ⑨連台越しまつりの復活

【市民・一般観光客の要望や不満】

- ①景観・家並みの不統一
- ②土産物店・飲食店・宿泊施設などがない。
- ③見所が少ない。繰り返し訪れる魅力がない。
- ④空き地の活用。
- ⑤復元家屋を使った商売ができない。
- ⑥一般車両の通行と見学者の安全確保
- ⑦建物だけでは川越しを理解しにくい。
- ⑧外国語の表記がない。

2 課題の整理

上記の整備に関する市民の意識を踏まえると、川越遺跡の整備における課題は、以下のように整理される。

①空き家・定住化対策と地域の活性化

- ・指定地所有者からは、さらに買上げの要望が出される一方、川越遺跡の整備についてはできるだけ協力したいとの声も聞かれた。
- ・買上げ要望の背景には、他所へ移り住んだ史跡所有者が空き家の維持管理や固定資産税の負担対策がある。
- ・買上げられた土地・建物は、文化財として市が管理するものの空き家、平日は閑散として活気がなく、高齢者・独居者の多い通り沿いは防犯・防災面で不安があり、空き家・定住化対策と地域の活性化が必要である。

②地域住民の生活に十分配慮した計画的な整備

- ・以前はプライバシーの問題など住環境の悪化を危惧する住民もいたが、観光客が来ることに抵抗を感じる住民の意識は徐々に少なくなりつつある。
- ・寂れるより、観光地化は地域活性のために必要と感じている住民も少なくない。
- ・地域住民の生活に十分配慮した計画的な整備が必要である。

③島田宿の面影を感じさせる景観整備と、地域住民の生活道路の確保

- ・観光客が街道を見学して歩くことや、川越街道に侵入する車両により、自動車を利用した地域住民の生活道路が不便にならないよう、街道の裏に生活道路を設けることが強く求められている。
- ・一般市民は中心市街地にかつての島田宿の面影を感じさせる場所がない中、川越遺跡にそれを求め、歯抜け状態を解消し観光地化を望む声は根強い。
- ・島田宿の面影を感じさせる景観整備と生活道路の確保が必要である。

④遺跡の活用と観光面との連携

- ・現状では川会所と復元家屋のつくりと連台と民俗資料の見学が中心で、機織の体験学習が行われているが、観光客の増加にまでは結びついていない。
- ・史跡購入した土地建物の活用が川越遺跡の紹介を目的とするものに限られ、番宿を使った商業活動等への貸し出しはイベント時のみに限定される。
- ・島田宿大井川川越遺跡の歴史文化に触れる観光をよりPRし、人を呼び込む施策を様々な媒体やネットワークを使って広げていく必要がある。

⑤遺跡に親しむ環境や体制づくり

- ・島田宿大井川川越遺跡の存在をよりわかりやすく、人々が身近に感じやすくするための案内・サインや解説資料等の整備が必要である。
- ・島田宿大井川川越遺跡の価値をやさしく説明し、伝えることができる人の育成が必要である。
- ・島田宿大井川川越遺跡に親しむ内外の人のネットワークを強め、市民との協働による保存、

管理、活用の体制づくりが必要である。

第2節 基本理念

島田宿大井川川越遺跡の整備にかかる基本理念を次のように設定する。

キャッチフレーズ：

※キーワード：川越し（オンリーワン）、東海道最大の難所（ナンバーワン）、文化的観光地化

- ・ 全国で唯一の江戸時代の川越しを物語る遺跡である。
- ・ 江戸時代、東海道最大の難所として知られた大井川の遺跡である。
- ・ 島田宿大井川川越遺跡の文化財としての史跡の価値を深化させ、整備・活用を行うとともに、文化的観光地化を図る。
- ・ 川越遺跡の魅力である切妻屋根の伝統的家並みを生かした遺跡の観光地化を図っていく。
- ・ 史跡指定地の公有地は史跡紹介施設、民有地は住居、飲食・物販、宿泊として活用を検討していく。
- ・ 蓮台越し祭りの復活、金谷宿とネットワークし川越遺跡と一体として連携を目指していく。

第3節 整備の基本方針

島田宿大井川川越遺跡を上記の基本理念をもとに、将来にわたりの確に整備・活用していく上での基本方針を以下に記載する

- 史跡の本質的価値を保存するとともに、その価値を顕現するため整備活用し、次世代へと確実に伝承する。
- 史跡の調査・研究をさらに進め、学術的成果に基づいた整備を行うとともに、有効な利活用を行う。
- 市民のアイデンティティの核を形成し、文化的観光資源として景観整備するとともに、市民協働の場としての整備活用とする。
- 市民生活に十分配慮するとともに、合意形成を図りつつ、歴史遺産・歴史環境を生かした整備活用を図る。
- 史跡の価値のさらなる向上を図るため、周辺地域も含めて整備し、一体的な利活用とする。

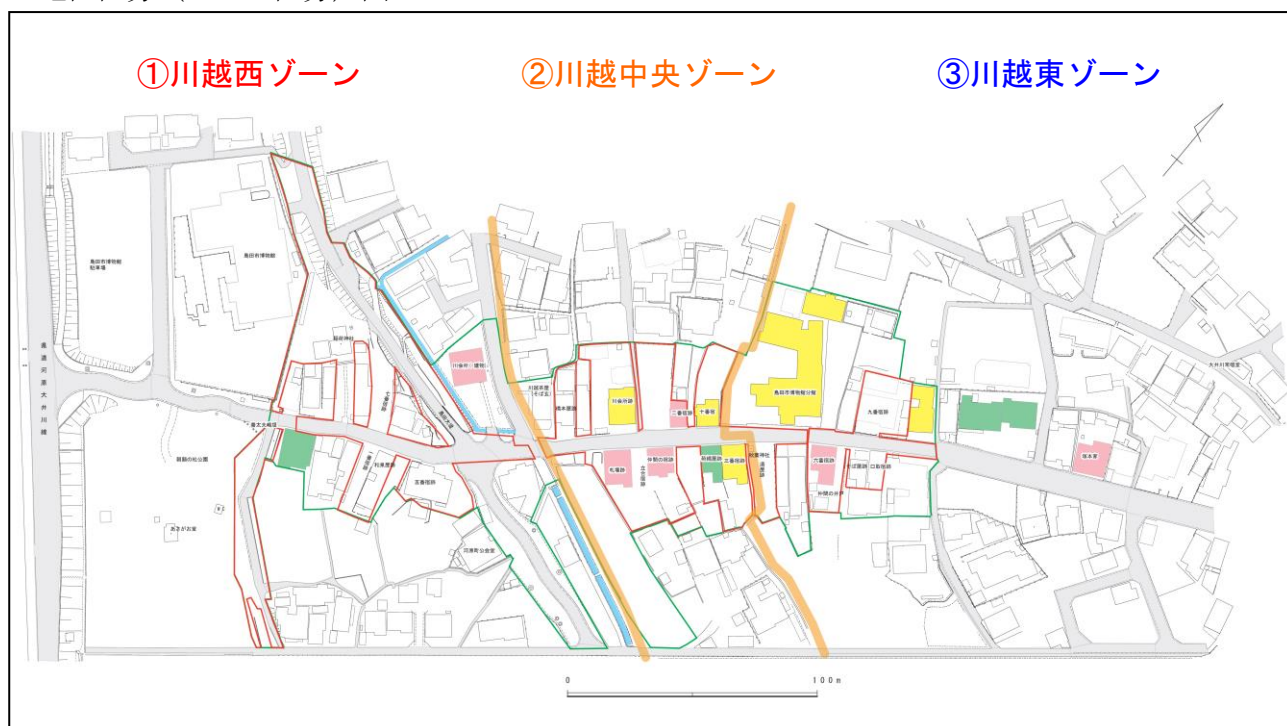
第4章 基本構想

第1節 地区区分と地区別整備計画

1 地区区分（ゾーン区分）

地区区分に際しては、遺構の分布状況、既存施設を含む周辺土地利用、施設整備等を総合的に勘案し、3つの地区を設定する。

■地区区分（ゾーン区分）図



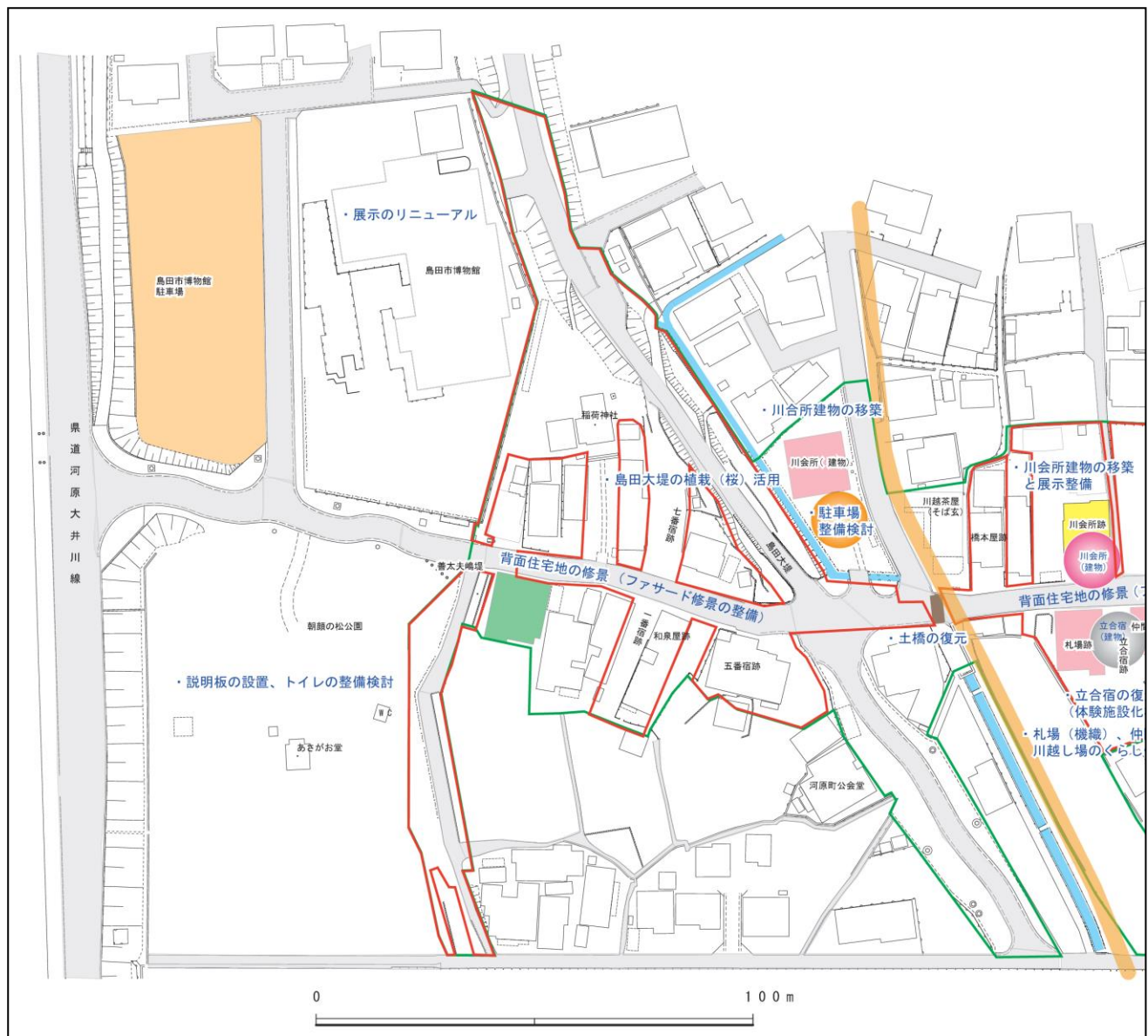
地区区分（ゾーン区分）

ゾーン名	地区の範囲とその概要	整備の内容
① 川越西ゾーン	大井川河川敷～向谷用水路：「史跡指定地範囲」及び「保護対象範囲」と市有地である島田市博物館や朝顔の松公園のほか、大井川河川敷・県道河原大井川線も含むエリア。	文化的観光資源として、史跡指定地や保護対象範囲だけでなく、島田市博物館や朝顔の松公園、大井川河川敷など周辺地域も含め一体的に保全と整備を行う。また、史跡への侵入車両を極力減らす。
② 川越中央ゾーン	向谷用水路～十番宿/三番宿跡：すべてが「史跡指定地範囲」及び「保護対象範囲」のエリア。	復元家屋を中心に文化的観光資源として保全と整備を行う。また、地域住民や一般市民の文化的活動及び憩いの場として整備する。
③ 川越東ゾーン	島田市博物館分館（桜井邸）/酒屋跡～街道東入口：「史跡指定地範囲」及び「保護対象範囲」のほか、塚本家や街道の沿道も含むエリア。	復元家屋を中心に文化的観光資源として保全と整備を行うとともに、史跡への侵入車両の速度を抑制する。また、史跡への来訪者のアプローチにふさわしい沿道景観を誘導する。

2 地区別整備計画

前ページのようなゾーンを考え、ゾーン毎に、以下に示すような整備を検討する。

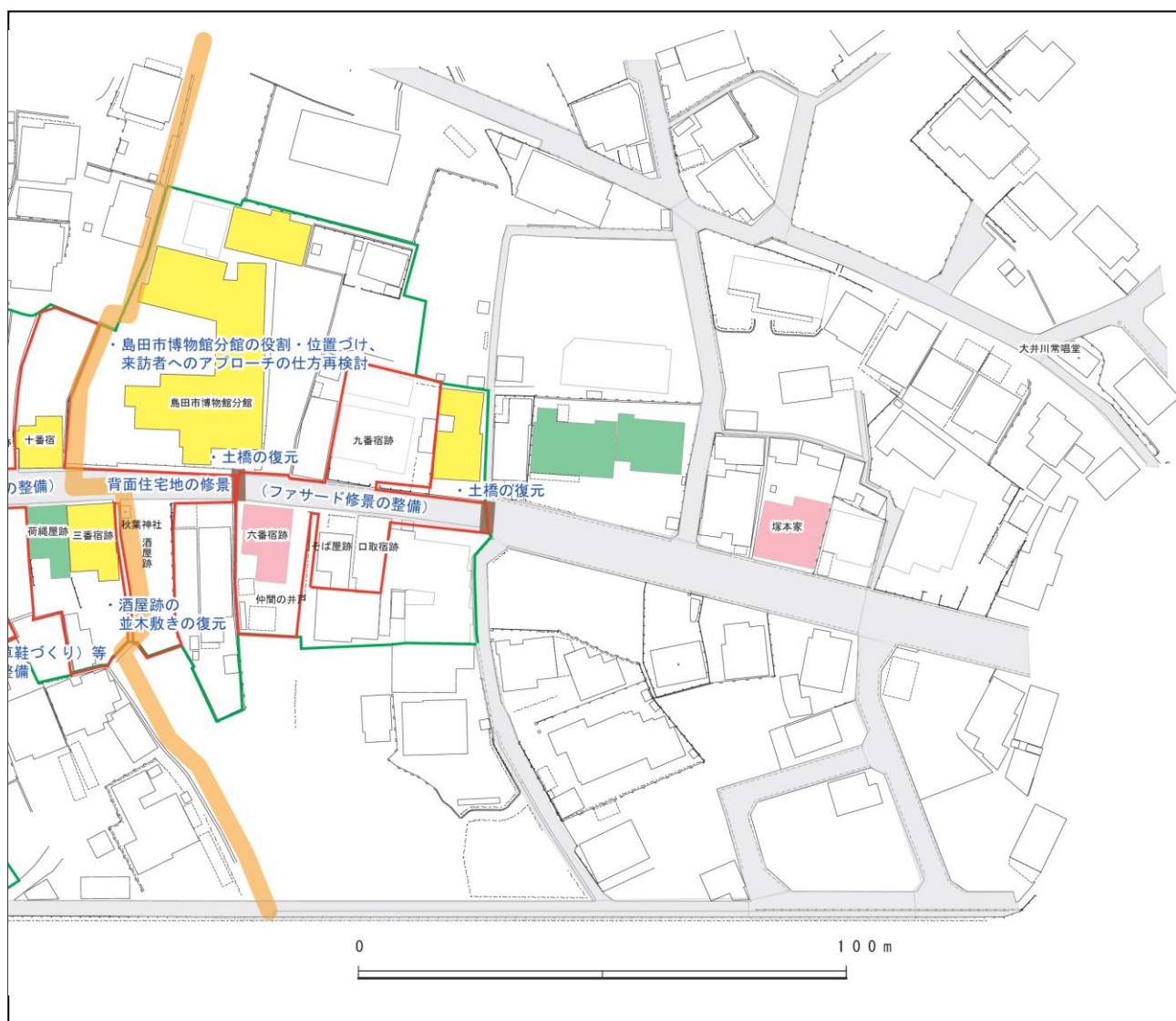
ゾーン名	地区別整備計画	主な整備内容
①川越西ゾーン	・植栽による背面住宅地の修景（ファサード修景の整備） ・郷土愛を育み、まちづくりと地域アイデンティティの形成に資する整備 ・川越街道への侵入車両を極力減らすための背面道路・駐車場の整備 ・史跡の指定地だけでなく、島田市博物館や朝顔の松公園、大井川河川敷など周辺地域も含めた一体的な整備	・川会所建物の移築 ・街道にあった土橋の復元整備（内川土橋跡） ・島田大堤の植栽（桜）の活用 ・島田市博物館の展示リニューアルを検討、みやげ物の販売 ・朝顔の松公園に説明板の設置、トイレの整備を検討 ・大井川河川敷に物販施設の設置や蓮台のレプリカ展示など整備を検討 ・説明板の新設や既存看板の補修、案内看板の設置



ゾーン名	地区別整備計画	主な整備内容
②川越中央ゾーン	・背面住宅地の修景（ファサード修景の整備） ・地域住民や一般市民の文化的活動及び憩いの場の提供となる整備 ・史跡内の復元家屋を中心に史跡の景観を整備とその保全 ・史跡の文化的観光資源としての整備 ・景観保護のための規制化	・立合宿の復元整備（体験施設化） ・川会所建物の移築と展示整備 ・札場（機織）・仲間の宿（草鞋作り）等の川越し場のくらし体験施設整備 ・飲食・みやげ物の販売（川越茶屋・民間施設） ・説明板の新設や既存看板の補修、案内看板の設置



ゾーン名	地区別整備計画	主な整備内容
③川越東ゾーン	・背面住宅地の修景（ファサード修景の整備） ・川越街道への侵入車両を極力減らすための背面道路の整備 ・地域住民や一般市民の文化的活動及び憩いの場の提供となる整備 ・史跡内の復元家屋を中心に史跡の景観を整備とその保全 ・史跡の文化的観光資源としての整備 ・景観保護のための規制化	・酒屋跡の並木敷きの復元 ・街道にあった土橋の復元整備（久兵衛前土橋跡・三太郎西（上）土橋跡） ・史跡周辺に説明板の設定（常唱庵・関川庵・塚本家住宅） ・飲食・みやげ物の販売（民間施設） ・説明板の新設や既存看板の補修、案内看板の設置



第2節 遺構整備計画

- 1 立合宿の復元整備（体験施設化検討）
- 2 川会所建物の移築と展示整備
- 3 札場（機織）・仲間の宿（権蔵草鞋作り）等の川越し場のくらし体験施設整備
- 4 酒屋跡の並木敷きの復元
- 5 街道にあった土橋の復元整備（段差をつけることにより車の速度を抑制）

第3節 基盤整備計画

1 周辺道路・駐車場の整備

川越街道への侵入車両を極力減らすための背面道路・駐車場の整備

- ・観光客の安全確保（パーク・アンド・ライド）
- ・居住者の駐車スペース確保による景観破壊の防止
- ・住民の利便性の向上

土橋の復元整備による史跡への侵入車両の速度を抑制

交通規制の検討（一方通行など）

2 景観保護のための規制化

- ・文化財として規制⇒土地（史跡） ※民有地の建物に対する規制はない。
- ・重要伝統的建造物群保存地区のような強制力をもった規制（景観重点地区化）
- ・史跡への来訪者のアプローチにふさわしい沿道景観の誘導

3 側溝落下防止の対策

第4節 植栽・修景計画

1 背面住宅地の修景（ファサード修景の整備）

2 島田大堤の植栽

- ・島田大堤は堤防上の道路脇に桜が植樹され、桜の咲く時期には通行止めの措置がとられ自治会による花見会が催されていることから、今後も同様に活用する

第5節 施設計画

1 説明板の新設や既存看板の補修、案内看板の設置

- ・並木敷跡に表示看板の設置、善太夫嶋堤（せぎ跡）の使用方法的図示など見学者が理解しやす

い看板表示

- ・ 史跡周辺に説明板の設定
(常唱庵・関川庵・塚本家住宅)
- ・ 島田市博物館の展示リニューアルを検討
- ・ 島田市博物館分館の役割や位置づけ、来訪者へのアプローチの仕方について再検討
- ・ 朝顔の松公園に説明板の設置、トイレの整備を検討

2 A R島田宿大井川川越遺跡の整備を検討

第6節 利活用計画

1 民有地の活用：民間利用の促進（空き家・定住化対策）

- ・ 空き家バンク等による売買・賃貸の促進
- ・ 飲食・物販業者の参入を促す賃貸・リフォーム費用の補助制度の整備
- ・ 街道旅行者向けの民泊施設の整備
- ・ 街道沿いの民家の利活用を図るシステムづくり

2 東海道・川越しをテーマにした観光地としての魅力向上

(1) 飲食・みやげ物の販売（博物館及び分館・川越茶屋・民間施設）

- ・ 既存の土産物の販売促進（お茶、志戸呂焼、黒奴など）
- ・ 島田オリジナルの新名物の開発

(2) 史跡を活用したイベントの充実（ソフト事業）

- ・ 連台越しまつりの復活～全国唯一の川越しを守るために～
(島田・金谷の連台越し保存会)
- ・ 花灯籠事業の継続
- ・ 住民学習講座等の学習イベントの開催
- ・ 住民が主宰する研究会・学習講座等への専門職員の派遣

3 学校教育における教育・学習活動の場としての活用

- ・ 地域の歴史を学ぶ教材として授業・校外学習等での活用

4 積極的な関連情報の発信

- ・ 市ホームページなどインターネットを活用した情報発信の充実
- ・ 発掘調査の説明会・講演会を引き続き開催
- ・ パンフレット等を作成・配置
(島田大堤、常唱庵・関川庵・塚本家住宅、文学碑)

第7節 広域整備計画

主要地方道島田吉田線、県道河原大井川線があり、川越遺跡へのアクセス道路となっている。

島田市博物館前には、駐車場が整備されており、川越公園（大井川河川敷）には臨時駐車場がある。

1 地域の道路整備案

A案：特殊東海製紙(株)沿いの道路整備

B案：川越遺跡北側の広域道路整備

C案：南北道路の整備（水路に蓋をして）

2 駐車場整備計画

①川会所建物の移転後、駐車場整備を検討（文化庁との協議）

3 入り口にふさわしい修景・サイン整備

（広域的に適切な誘導・案内、資産とその周辺の解説と案内）

①主要地方道島田吉田線からの分岐点（カラー舗装など検討）

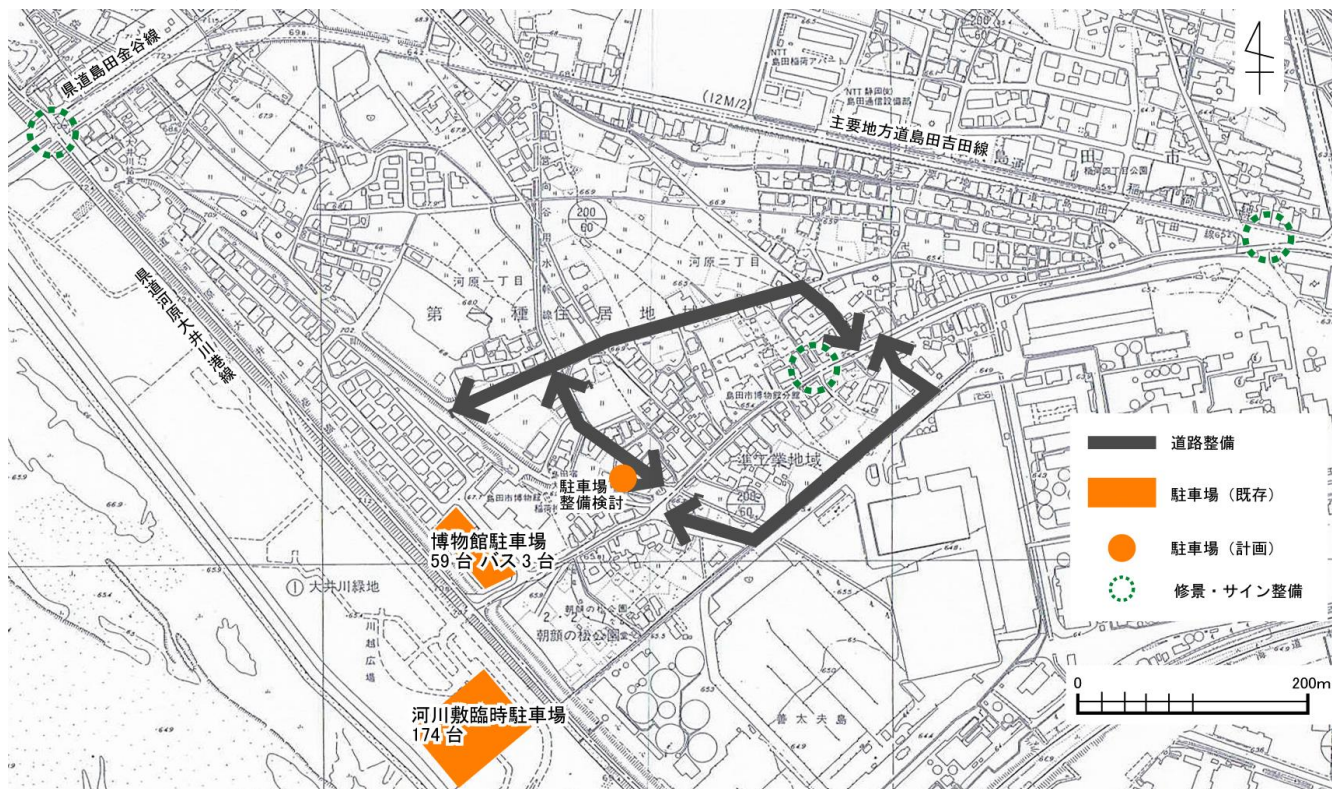
②県道島田金谷線（大井川橋）と県道河原大井川線の交差点

③指定地の東側入口（指定地の明確化）

4 案内標示板等の設置

公共交通機関の拠点及び主要交差点から川越遺跡までを誘導する案内標示板等の設置を検討

■広域整備計画検討図



第8節 ネットワーク計画

川越遺跡を拠点に、これを活用するため、連携すべき資源を結ぶネットワークを形成し、相乗効果を高める。なお、ネットワークに沿って、交通体系や案内サイン等のシステムの整備充実を図るものとする。

蓬莱橋と島田市博物館のセット券、観光バスと、ばらの丘公園やお茶の郷、島田市博物館も合わせた共通のチケットなどについても検討する。

金谷宿とネットワークし、川越遺跡と一体として連携を目指す。

島田市内の歴史文化資源などを案内するARアプリの制作についても検討する。

モデルコース

1 JR駅からのウォーキングコース（東海道の名残を辿る旧跡探訪）

- ・島田宿本陣から金谷宿本陣へ、東海道沿いを歩くコース
- ・距離：約6.2km、所要時間：約2時間

①JR 島田駅→(約0.5km)→②島田宿本陣跡→(約0.5km)→③大井神社→(約1.4km)→⑤川越遺跡→(約0.2km)→⑥島田市博物館→⑦大井川橋経由(約2.0km)→⑧水神公園→(約1.3km)→⑨金谷宿本陣跡→(約0.5km)→⑩JR 金谷駅

2 新東名高速島田金谷 ICからの観光地めぐり

①新東名高速島田金谷 IC→(約9km)→②蓬莱橋→(約3km)→③島田市博物館と④川越遺跡→(約4km)→⑤島田市ばらの丘公園(ばらの館レストランで昼食)→(約5km)→⑥田代の郷温泉伊太和里の湯→(約8.5km)→⑨新東名高速島田金谷 IC

3 富士山静岡空港からの観光地めぐり

①富士山静岡空港→(約3km)→②蓬莱橋→(約3km)→③川越遺跡→(約0.3km)→④島田市博物館→(約4km)→⑤島田市ばらの丘公園→(約7km)→⑥お茶の郷→(約4km)→⑦富士山静岡空港

連携すべき主な資源

- ・自然：大井川、牧之原大茶園
- ・歴史文化：島田市博物館、諏訪原城跡、蓬莱橋、旧東海道石畳金谷坂、旧東海道石畳菊川坂、上志戸呂古窯跡、中條景昭像、智満寺、天徳寺、静居寺、長谷川家長屋門、駒形古墳、愛宕塚古墳、大井神社、宗長庵趾、敬満神社
- ・公園：島田市ばらの丘公園、大井川マラソンコースリバティ、牧之原公園、童子沢親水公園
- ・温泉：田代の郷温泉伊太和里の湯、
- ・体験施設：お茶の郷、石畳茶屋、菊川の里「さんぽ茶屋」

■ネットワーク図



第9節 運営及び体制整備

1 行政における保存・活用施策の対応力強化

2 市民組織・民間団体との協働

- ・維持管理や運営の担い手育成、地元企業に対しても積極的な参加を要請

第5章 事業に向けた課題の整理

スケジュールを定めて各種事業を展開していくにあたり、当面強く意識しなければならない課題は次のとおりである。

1 市民の理解と協力

2 文化的観光施設としての史跡活用

3 構想を推進するための整備基本計画・基本設計の策定

4 連携の体制づくり

- ・庁内外の連絡・調整（文化庁）、庁内関係各課との連携、策定委員会・整備委員会を継続的に設置し、専門家を含めた広範な協力体制を整備

5 運営・管理団体の育成

- ・整備に対する理解と気運を高め徐々に住民協働による維持管理を浸透、既存の地域団体やボランティアなどを核に運営・管理団体の育成

■ 完成予想図

（整備の基本理念及び方針、委員会の意見を受けて、完成イメージ図（A3版1枚）を作成）

第6章 事業計画

1 整備スケジュール

内 容	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
整備基本計画策定	整備基本計画									
整備基本設計			基本							
立合宿復元整備実施設計、復元整備工事・設計監理・報告書作成（体験施設化検討）				復元	実施	工				
川会所移築工事实施設計、移築復元整備工事・設計監理・報告書作成（展示整備）						実施	工			
整備報告書作成								整備		
整備委員会	整備委員会									
札場（機織）・仲間の宿（草鞋作り）等の川越し場のくらし体験施設整備							実施	工		
酒屋跡の並木敷きの復元							実施	工		
街道にあった土橋の復元整備							実施	工		
駐車場の整備（整備）							実施	工		
ネットワーク整備				計画		設				
ファサード修景の整備（背面住宅地の修景）										
周辺整備										